

協定を締結し、VSCOが目指す支援が可能となる、性犯罪被害者のための緊急支援ネットワークの基盤が出来上がりました。

(3) VSCOが目指す支援—2本の柱—

第1の柱は、被害者の心と体をまず守ることです。

心と体を守るために、岡山県内のどこかの産婦人科にまず受診すること、妊娠を予防し、性感染症から守ることが重要で、そのためにも被害後72時間以内の緊急支援につながることが必要です。そのため、VSCOと産婦人科との情報の共有ができるよう連絡票を作成、活用しています。費用は県公費負担制度を活用しますが、警察にはどうしても連絡をしたくないなど、公費負担できない場合には、VSCO独自の「性犯罪被害者のための緊急支援金」支給制度（被害後原則72時間以内の妊娠予防薬投与、感染症検査・治療等の費用支給）を活用しています。

第2の柱は 人間不信からの解放と自立です。

この支援は、被害者が被害に向き合い、加害者を罰することによって、気持ちに区切りをつけ、次の人生に向かって自立した生活を取り戻すことです。そのために警察への届出を勧めるとともに、裁判支援等については、VSCOの協力弁護士である被害者支援に精通した弁護士と連携した支援、行政機関と連携した日常生活支援、精神科医と連携した精神的支援を進めています。

(4) 啓発活動

啓発のためのリーフレット（県産婦人科医会と共同作成）やチラシを県下市町村、教育委員会、医療機関、関係機関に配布しているところですが、浸透はまだまです。

(5) これからのVSCO

VSCOの支援体制は、内閣府の「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の中の相談センターを中心とした連携型方式に当たりますが、現在では、24時間医療等の中核医療体制の構築に向けて、県警・産婦人科医会・VSCOの連携を強化し、さらに、地域を始め行政や臨床心理士会・教育委員会、特に養護教諭の先生との連携を強めながら、広く啓発していき、地域ネットワークを拡大していく予定です。

性犯罪被害にあわれた方へ



提供：被害者サポートセンターおかやま（VSCO）

2 性暴力救援センター・大阪SACHICOの取組

性暴力救援センター・大阪SACHICO

SACHICOは、同意のない・対等でない・強要された性的行為は全て性暴力であると位置付け、これを人間の尊厳の問題であると同時に、医療の問題としてとらえ、大阪府松原市内にある社会医療法人阪南医療福祉センター阪南中央病院の一角に、待合・面談室、診察室、スタッフルームを設け、平成22年4月から事業を開始しています。

SACHICOでは、支援のコーディネート・相談等はSACHICO支援員が担い、産婦人科医療は、「阪南中央病院の外来診療」として常勤の女性医師6人

SACHICOの支援体制



提供：性暴力救援センター・大阪SACHICO

がシフトを組んで担当しており、両者が共同事業の形で、24時間365日対応のワンストップ支援を行っています。

主な支援内容は、SACHICOの支援員による24時間ホットライン、来所相談、他の支援団体に関する情報提供、阪南中央病院産婦人科女性医師による産婦人科医療・証拠採取、協力弁護士による法的支援、性暴力被害に特化した研修を積んだウィメンズセンター大阪のカウンセラーによるカウンセリング等で、大阪府警察、大阪産婦人科医会、府下及び近畿一円の児童相談所等とも連携して支援に当たっています。

現在のSACHICOの運営は、寄付等によっており、支援員の人員確保や研修の充実を含め、支援活動を継続していくための課題があります。

4 子供の被害者の支援のための連携

子供が被害者となる事件は後を絶たない。

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、平成12年に制定された児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）に基づき、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護・自立に向けた支援、保護者への支援など児童虐待対応の各段階に応じた切れ目のない総合的な対策が行われている。

また、児童虐待に限らず、子供が思いがけない形で犯罪被害者となったり、犯罪により親や兄弟姉妹を失って犯罪被害者等となったりして、様々な困難に直面する場合もある。しかし、犯罪に巻き込まれた子供が、自らその保護や支援を求めて声を上げることは難しく、支援を必要としている子供に対し、関係機関や団体が、連携して適切な支援を提供していくことが必要である。

ここでは、子供の被害者の支援のための連携について紹介する。

(1) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、平成16年の児童福祉法改正により法定化され、19年の児童福祉法改正により市町村等における設置が努力義務化された。同協議会は、虐待を受けている子供を始めとする要保護児童等（要支援児童や特定妊婦を含む。）の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所や学校・教育委員会、警察等の関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしており、25年4月1日現在、98.9%の市町村で設置されている。同協議会の設置により、関係機関間の連携による要保護児童等の早期発見・早期対応、関係機関の相互理解等の促進を図っている。